

オーストラリアにおける 捜査手法、刑事司法制度等の概要 (海外制度調査報告)

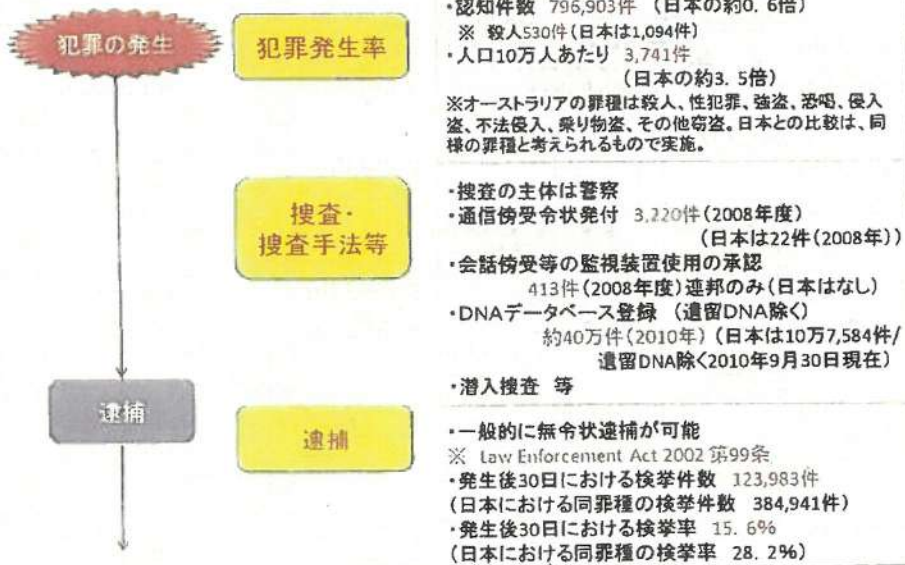


オーストラリア

人口：約2,256万人^(2010年)
 6の州、1の準州、首都特別地域等で構成
 警察：連邦警察、州警察等で組織
 警察官：4万8,024人^(2008年)

オーストラリア刑事司法の特色

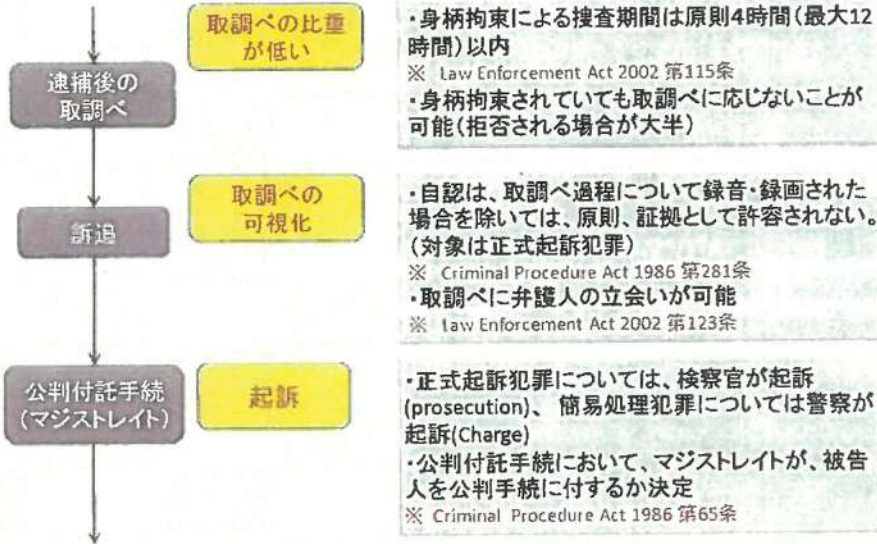
※ 数値は特記なければ2009年のもの



オーストラリア刑事司法の特色

3

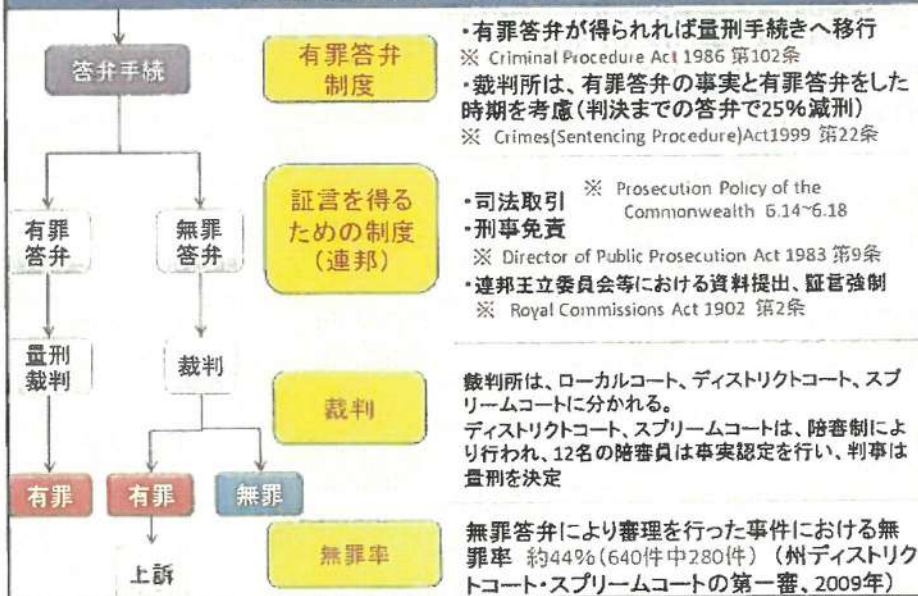
※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況



オーストラリア刑事司法の特色

4

※ 特記なければニュー・サウス・ウェールズ州の状況



取調べの役割・比重

5

※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況

被疑者の取調べに関する主要な規定

- 逮捕した被疑者を、取調べの目的で、4時間を超えない正当な時間、勾留することができる。(Law Enforcement Act 2002 第115条)

～ 州により規定は様々であり、ヴィクトリア州では「合理的な時間内」とされる。

(除外される時間)

- ・ 逮捕者を逮捕現場から取調べ手続きを実施することができる最寄りの施設へ連行する時間
- ・ 友人、親族、保護者、第三者、弁護士もしくは領事館員との連絡又はその到着にかかる時間
- ・ 勾留場所における、上記対象者との相談にかかる時間

等 (州警察の拘束、運営、捜査、運営及び証拠に関する実務規範)

- 留置主任者(Custody Manager)は次の権利を口頭又は文書で留置被疑者に告げなければならない。(Law Enforcement Act 2002 第122条、第123条)
 - ・ 黙秘権があること、しかし、供述は証拠となること
 - ・ 友人、親族、法律の専門家等と相談する権利があること

取調べ時間等の実情

- ◆ 取調べ時間、自白率について以下のような調査結果あり。
 - ・ 録音・録画が実施された175件のサンプル中、1時間以内が80%。一番長いものでも3時間30分程度
 - ・ 自白率は、同サンプル中、24%

取調べの録音・録画

6

取調べの録音・録画導入の背景

- 法廷における証拠の採択において、虚偽自白や、取調べ官への供述と法廷での供述とが異なるケースなどがあり、審理が進まなかったことから、裁判官から録音・録画の求めがあった。

導入の状況

- 1990年代から連邦・各州において取調べの録音・録画に関する法制を導入。(ニュー・サウス・ウェールズ州は1991年から、連邦は1995年から)
- すべての州で録音・録画を実施。規定は各州により異なる。

取調べの録音・録画

7

※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況

取調べの録音録画の法制

- ERISP(Electronic Recording of Interviews with Suspected Persons)というプログラムに基づき実施
- 自認は、次の場合を除いては、証拠として許容されない。
 - 1 裁判所が、自認がなされている取調べ過程について当該捜査官が作成した記録テープ等を利用できる場合
 - 2 検察官が1に規定する記録テープを作成できなかった合理的な理由について証明する場合 (Criminal Procedure Act 1986 第281条第2項)
- 正式起訴犯罪が対象(身柄拘束の有無は問わない) (同条第1項)
 - ～ 正式起訴犯罪とは、殺人等の重大犯罪の他、被害額5,000ドル以上の財産犯、身体に対する犯罪、ストーカー犯罪、脅迫罪等が含まれる。
 - ※ 一般的な窃盗は対象外

取調べの録音・録画

8

※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況

- 検察官が、記録テープを作成できなかった合理的な理由について証明をする場合は証拠として認められる場合がある。 (Criminal Procedure Act 1986 第281条第2項)
- 合理的な理由とは、
 - ・ 機械の故障
 - ・ 取調べを受けている者による、電子的に取調べを記録することの拒否
 - ・ 取調べをする者を拘束しておくことが合理的な範囲に留まる期間内に記録装置を利用する可能性がないこと (同条第4項)

事前取調べ

- 正式な録音・録画される取調べの前に、取調べ室において長時間にわたる事前取調べを行ってはならない。取調べ室以外での事前取調べは、以下のために遅延しそうな場合を除き、疑惑又は曖昧さを明確にする目的でのみ実施されなければならない。
 - ・ 他人への妨害又は加害のおそれ
 - ・ 証拠隠滅の恐れ
 - ・ まだ逮捕されていない者への通謀のおそれ (前掲州警察実務規範)
 - ・ 財物の回収を妨げるおそれ
- ◆ 警察官152名の調査において、自白の6～7割は、録音・録画の開始以前になされていたという調査研究あり。

弁護人の立会い

- 取調べに弁護人の立会いが認められている。(Law Enforcement Act 2002 第123条)

録音・録画の影響

9

※ ニュー・サウス・ウェールズ州立大学ディクソン教授の調査結果

- 録音・録画が、警察の被疑者への質問の仕方に影響を与えたか (%)

	検察官(N=71)	弁護士(N=77)	裁判官(N=49)
はい	72	43	69
いいえ	22	49	10
未決定	6	8	18
未回答	0	0	2

- 警察の取調べにおける、録音録画による自白数への影響 (%)

	警察官(N=123)	検察官(N=71)	弁護士(N=77)	裁判官(N=49)
増えた	12	21	19	24
減った	41	48	25	12
どちらでもない	37	7	31	20
分からない	9	24	22	35
未回答	0	0	3	8

録音・録画の影響

※ ニュー・サウス・ウェールズ州立大学
ディクソン教授の調査結果

10

- 録音・録画は、被疑者が質問に答える方法に影響を与えたか (%)

	検察官(N=71)	弁護士(N=77)	裁判官(N=49)
はい	38	39	41
いいえ	37	40	35
未決定	25	21	22
未回答	0	0	2

※ 上記質問に関連し、警察官の意見について以下の調査結果

録音・録画によって、他の者が関与する犯罪及び被疑者が関与する別の犯罪に関する情報量は減少したとするものが41% (未決定 34%)

- 録音・録画制度は、取調べ前の警察官の違法行為を防ぐことができるか (%)

	警察官(N=123)	検察官(N=71)	弁護士(N=77)	裁判官(N=49)
全く同意	22	4	3	10
同意	32	48	6	18
中立/未定	17	11	9	14
同意しない	19	22	52	27
強く反対	6	8	26	22
分からない	2	6	4	6
未回答	1	0	—	2

裁判における事実認定

11

※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況

事実認定

- 公判付託手続において、被告人が無罪の答弁をした場合、12名の陪審員が事実認定を行う。なお、陪審による有罪評決があった場合、判事が量刑判断を行う。
- 検察官は、起訴事実について「合理的な疑いの余地なく証明」する義務がある。(Evidence Act 1995 第141条)

自白の証拠能力

- 暴力、脅迫、非人間的で品位を貶める言動、脅迫的言動によって自認が得られた場合、これを排除する。(Evidence Act 1995 第84条)
- 自認がなされた状況に照らして、自認の真実性が著しく損なわれている可能性がない場合でなければ、証拠として許容されない。(同法 第85条)

裁判における事実認定

12

※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況

黙秘権

- 留置主任者(Custody Manager)は黙秘権があること、しかし、供述は証拠となることを口頭又は文書で留置被疑者に告げなければならない。
(Law Enforcement Act 2002 第122条、第123条)
- 黙秘権は、不利益推定には使われない。(Evidence Act 1995 第89条)

虚偽自白による誤判状況

- 誤判に関する公的な統計は存在しない。

無罪率

- 無罪率 約44% (640件中280件) (州ディストリクトコート・スプリームコートの第一審、2009年) (州刑事裁判統計)

取調べ以外の供述を得るための制度

13

※ ニュー・サウス・ウェールズ州の状況

有罪答弁制度

- 有罪答弁をした犯罪者に判決を下す場合において、有罪答弁の事実と有罪答弁をした時期又は有罪答弁をする意思があることを示した時期を考慮しなければならず、裁判所は、その内容に応じて、有罪答弁をしなかった場合に比べ、より軽い刑罰を科すことが可能。

(Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999 第22条)

- 犯罪者が判決に付されるまでに有罪答弁をすれば、刑が25%減輕される。

(Criminal Case Conferencing Trial Act 2008 第17条)

- 有罪答弁を行えば、行った段階で証拠調べを行うことなく、量刑手続きに入る。

(Criminal Procedure Act 1986 第102条)

取調べ以外の供述を得るための制度

14

司法取引

(連邦法の場合)

(Prosecution Policy of the Commonwealth 6.14 - 6.18)

- 起訴内容について、被告人と検察側との交渉・合意が可能
- すべての罪より数が少ない罪や、より軽い罪で有罪答弁をすることにより、残りの罪の不起訴又は有罪判決手続きが行われないように配慮する。
- 考慮すべき事項としては、捜査や他人の訴追に協力する意思やその程度、公判と公訴手続に関する時間や費用等

刑事免責

(連邦法の場合)

- 連邦検察庁では、検事総長が適当と認める場合は、個人が提供する情報等を、裁判で当該個人に対する証拠としては使わない約束や、特定の罪や特定の行為について訴追しない約束を与えることができる。

(Director of Public Prosecutions Act 1983 第9条)

- 連邦訴追ガイドラインでは、
 - ・当該者が他人の有罪立証のために重要な証拠を提供できること
 - ・他からでは証拠を得ることができないこと
 - ・他人の犯罪行為の方が当該者よりも重大であることを条件として、上記約束を与える。

(Prosecution Policy of the Commonwealth 6.6)

取調べ以外の供述を得るための制度

15

証言強制

連邦王立委員会 (Royal Commissions)

- 連邦王立委員会
 - ・ 1902年王立委員会法により連邦で設立
 - ・ オーストラリア総督により授権
 - ・ コミッショナーは政府の助言を受け、総督により任命
- 連邦王立委員会は、以下のような強制的な情報収集のための命令権限を持つ。(Royal Commission Act 1902 第2条)
 - ・ 証拠を得るために証人を召喚する
 - ・ 資料や物証提出のため、証人を召喚またはこれらの作成を求める
 - ・ 宣誓の下に証言を得る
- 正当な理由がなく上記の命令に従わなかった者は、刑に処せられ、最高1000ドルの罰金、または6ヶ月の懲役を科すことが可能(同法第3条)
- その他、証言強制等の権限を持つ機関として、オーストラリア連邦犯罪取締局(Australian Crime Commission)等がある。

取調べ以外の捜査手法等

16

通信傍受

(連邦、各州ともTelecommunication (Interception and Access) Act 1979により実施)

- 通信傍受の対象犯罪は、長期7年以上の懲役刑(殺人、誘拐のほか、テロ、児童ポルノ、組織窃盗など多岐にわたる罪種)
- 裁判官は、特定の人物が、当該通信設備を利用している又は利用しようであると思料する合理的な理由があり、得られる情報が、捜査に資すると認められる場合に発付
- 通信傍受令状の有効期間は、原則として90日以下(更新可)
- 通信業者には、傍受可能性(interception capability)に関する年次計画書の提出、すべての業務における傍受可能性の提供、傍受可能性の構築に伴う費用の支払いが義務づけられている。
- 連邦機関では、オンブズマンによる年間2回以上の調査を受け、連邦オンブズマンは、会計年度ごとに司法大臣に対して報告書を提出する。

令状発付件数 3,220件(2008年度)
傍受を実施したケースのうち2,109件が有罪判決を受ける

取調べ以外の捜査手法等

17

会話傍受等

(連邦ではSurveillance Device Act 2004により実施。
各州は各州法により実施。以下は連邦の例)

- 会話傍受については、監視装置の使用の一環として実施
- 対象犯罪は長期3年以上の懲役刑
- Listening Device、Data Surveillance Device(SD)、Optical SD、Tracking SDの4種類。
- 対象犯罪の実行又は実行行為者の身元若しくは所在地に関する証拠を取得するために監視装置を使用することが必要であると思料する合理的な理由がある場合に申請が可能
- 令状の有効期間は原則として90日以下(更新可)

・連邦法では、4機関(犯罪取締局、連邦警察等)で令状発付件数 **413件**
実施したケースのうち、**21件**が有罪判決を受けている。(2008年度)
・ニュー・サウス・ウェールズ州では州法により半年間に**394件**の令状に基づき
2,140装置を設置 (2009年)

取調べ以外の捜査手法等

18

潜入捜査

(以下は主に連邦の例)

- 法執行機関の長は、犯罪捜査や情報収集等の目的のため、必要性等の要件を満たす場合は、職員に仮の身分の取得、使用を許可
(Crimes Act 1914 第15KB条)
- 仮の身分を使用しているときの犯罪等は、法的責任を問われない。
(同法 第15KQ条)
- 期間は最大3ヶ月
- 麻薬捜査等で活用

連邦では、74件の承認(2008年度)
ニュー・サウス・ウェールズ州では、313件の承認(2009年度)

DNAデータベース

- DNAサンプルの採取等に関する規定は、州等で異なる。
- 被疑者、重大な正式起訴犯罪(長期5年以上の懲役刑)の有罪確定者から採取(ニュー・サウス・ウェールズ州)
- 2001年、連邦政府がNCIDD(National Criminal Investigation DNA Database)を設立。2009年に全州で相互に照会が可能となる。

登録件数 (2010年6月現在)

被疑者、有罪確定者等	39万5,127件
現場遺留	14万9,978件

その他の捜査手法

19

- ナンバープレート自動読み取りシステム
=ANPR(Automatic Number Plate Recognition)というシステムが存在
- CCTVカメラ
=ニュー・サウス・ウェールズ州では、自治体が設置するCCTVカメラの映像は警察が管理。犯罪捜査のために使用する場合は、令状請求
- 暴力犯・性犯罪者登録システム
=連邦、州等により規定は異なるが、児童に対する性犯罪者や一定の重要犯罪で有罪を受けた者が登録、監視されている。(ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、Children Protection(Offenders Registration) Act 2000)
- 証人保護制度
=連邦では、連邦警察長官が、国家証人保護プログラムの対象者を選定し、対象者に対し、新規の身分の申請、移住、生活費の支払い等必要かつ合理的な措置を講ずる。(Witness Protection Act 1994)

等